職員の懲戒処分について

国立大学法人愛知教育大学では,2012 年 9 月 26 日付けで,本学職員の懲戒 処分を行いましたので御報告します。

- ○処分の理由 親睦会費の私的流用
- ○処分の内容 懲戒処分(諭旨解雇)

○処分の概要

当該職員は、親睦会費を預け入れしている金融機関の口座の届出印を無断で使用し、金融機関の払戻伝票を作成して複数回にわたり預入金を引き出した上、別途預かった親睦会費(現金)についても当該口座に入金せずに私的に流用しました。これらの行為は、本学職員として、本学の名誉及び信用を著しく傷つけるものであり、当該職員を懲戒処分(諭旨解雇)としました。

本学の職員の中で、このような非違行為があったことは誠に遺憾であり、深くお詫びを申し上げます。今後はこのようなことが起こらないよう、職員に対する一層の意識啓発及び綱紀粛正を図り、再発防止に全力を尽くすとともに、信頼の回復に努めてまいります。

2012年 9月26日 国立大学法人愛知教育大学 学長 松田 正久